平成 29 年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の 記載誤りによる特定個人情報の漏えいについて

平成29年5月10日に、平成29年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(以下「通知書」)を事業者に送付した際、以下の特定個人情報(個人番号を含む個人情報)漏えい事案が発生しましたので公表します。

1 概要

3事業者に、当該事業者の従業員以外の市民(計5名)の特定個人情報を含んだ通知書を送付した。

2 発覚した経緯

平成29年5月24日及び平成29年5月25日に、事業者から従業員以外の通知書が届いた旨連絡を受けた。

3 原因

課税情報として勤務先データを誤って登録した。通知書を作成するまでに確認作業を複数回行っていたが、誤りを発見することができなかった。

4 通知書に記載されている個人情報

住所、氏名、個人番号、所得、所得控除内訳、税額

5 対応

誤送付の連絡を受け、3事業者から通知書を回収し、同様の漏えい事案がないか全件確認をした。特定個人情報が漏えいした5名の方及び3事業者には説明のうえ謝罪、併せて5名の方の個人番号の変更と通知カードの再交付等、番号変更に伴う諸手続きを行った。

6 漏えいの影響

現時点では誤送付先以外への特定個人情報の流出は確認されていない。

7 再発防止策

- ・通知書作成までの作業工程の中で、再度確認する作業を追加する。
- ・昨年度と今年度のデータを突合させ、勤務先が一致していない場合は、調査 のうえ修正を行う。
- ・課税業務に係る事務執行体制の点検と総括的な管理体制の見直しを行った。
- ・番号制度に関わる全職員を対象に、個人情報漏えいの危険性、その取扱いと 管理について研修を強化するとともに、全庁的に個人情報に係る取扱いと管 理体制について点検・見直しを継続的に行う。

参考 通知書送付対象事業者数

特別徴収事業者 5,180 事業者 (18,149 名)

問い合わせ先 野々市市 総務部税務課住民税係 076-227-6036